

○ 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
<p>1～3 （略） 4 実施要綱第3の2の（1）の事業に関する要件 ①～⑬ （略） <u>⑭ 令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であつて、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの</u></p>	<p>1～3 （略） 4 実施要綱第3の2の（1）の事業に関する要件 ①～⑬ （略） （新設）</p>

附 則（令和4年9月30日4経営第1638号）

この通知の改正は、令和4年9月30日から施行し、令和4年8月1日から適用する。